TBT協定の概要

貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)

(Agreement on Technical Barriers to Trade)

趣旨

各国の規格及び適合性評価手続が、国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないように立案、制定及び適用さ れることを確保するために、原則として、国際規格及び国際的な指針等を基礎として使用すること等を定めるととも に、規格及び適合性評価手続に係る通報、情報提供等についての手続を定めたもの 工業品及び農産品を含め、全ての産品に関する①強制規格、②任意規格、③適合性評価手続(第1条、附属書1)

(注)SPS協定及び政府調達協定の対象となるものは除く。 【参考】 対

①強制規格(Technical Regulations)

品質、性能、大きさ等の産品の特性又はその関連する生産工程・生産方法について文書に規定したもので、遵守することが義務づ

けられているもの(医薬品の品質・安全性・有効性(医薬品医療機器等法), 食品表示(食品表示法), 消費生活用製品や電気用品の 安全性(消費生活用製品安全法, 電気用品安全法)等)

②任意規格(Standards)

品質、性能、大きさ等の産品の特性又はその関連する生産工程・生産方法について文書に規定したもので、遵守することが義務づ

③適合性評価手続(Conformity Assessment Procedures)

けられていないもの(日本工業規格(JIS), 日本農林規格(JAS)等)

強制規格又は任意規格に関連する要件が満たされていることを決定するために用いる手続

主な権 利 義務等

かの加盟国を原産地とする同種の産品又は産品の供給者に与えられる待遇又は条件よりも不利でない待遇又 は条件を確保する。(第2.1条, 第5.1.1条, 附属書3D)

他の加盟国から輸入される産品又は他の加盟国を原産地とする産品の供給者に対し、国内又は他のいずれ

- 正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的な措置をとらないことを確保する。(第2.2条, 第5.1.2条, 附属書3E)
- 関連する国際規格、国際的な指針等がある場合には、原則として当該規格、指針等を基礎として使用する。た だし、当該国際規格、国際的な指針等が一定の理由により効果的又は適当でない場合には、この限りでない。 (第2.4条, 第5.4条, 附属書3F)
- 透明性の確保(新たな規制の通報義務(TBT通報), 照会所の設置等)。(第2.9条, 第2.10条, 第5.6条, 第5.7条, 第10.1条)
- 適合性評価手続の処理に要する標準的な期間を公表又は要請に応じて予想される期間を申請者に通知する。 (第5.2.2条)